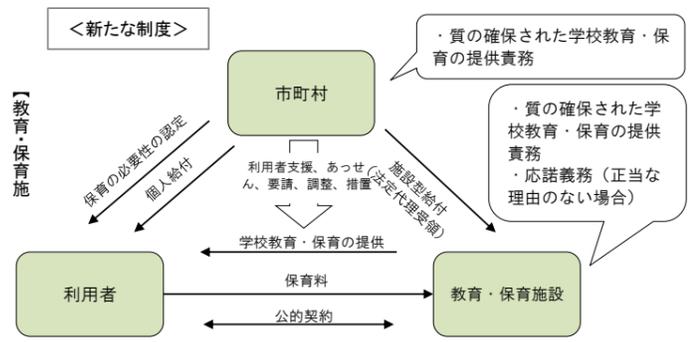


幼児期における教育・保育の充

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
(施設型保育給付)

地域の実情に即した新たな保育事業への支援
(地域型保育給付)

- (1) 施設型給付
保育所
幼稚園
認定こども園
- 幼稚園(私学助成、就園奨励費等)、保育所(保育所運営費等)が施設型給付として一本化
 - 施設(幼稚園、保育所等)を利用する際「保育の必要性」の認定、利用調整・斡旋は市町村が行う
- (2) 地域型保育給付(小規模保育等)
- 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育への公的財政支援が可能
 - 市町村の認可事業とする



※児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。
この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

具体的に展開する際のイメージ

- 子育てサークル、子育て支援団体のリフレッシュ事業支援
- くれくれ、ひろひろばでの一時預かり事業
- 未就園児の子育て支援交流事業
- 父子手帳の発行
- イクメンピンバッジの作成(デザイン公募)
- 父親向けリーフレット配布
- パパの子育て講演会
- パパ・ソフ講座
- パパ支援担当職員の配置
- 利用者支援アドバイザーの配置 **【新規・国指定の事業】**
- 地域の子育て支援講座開催(幼稚園、保育所等)
- 「ひろひろ・ば」「くれくれ・ば」等の運営事業 **【新規・国指定の事業】**
- 幼稚園、私立保育所における預かり事業 **【新規・国指定の事業】**
- 民生委員児童委員との連携による訪問事業 **【新規・国指定の事業】**
- 保育所(私立・公立)による延長保育事業 **【新規・国指定の事業】**
- 病児・病後児保育事業 **【新規・国指定の事業】**
- 妊婦健康診査事業 **【新規・国指定の事業】**
- ショートステイ、トワイライトステイ事業 **【新規・国指定の事業】**
- ファミリー・サポート・センター事業 **【新規・国指定の事業】**
- 未来のパパママ講座
- 発達障害児等支援
- ひとり親家庭就業支援貸付事業
- 自立支援プログラム策定事業
- ファミサポ利用料金の助成事業
- 実費徴収補足給付事業 **【新規・国指定の事業】**
- 養育支援、相談体制・予防サービスの強化 **【新規・国指定の事業】**
- 地域で企業と連携
- 地域の子育て支援ネットワークづくり・人材育成
- 未来のパパ・ママの育成(次世代育成)
- アンケート調査 **【新規・国指定の事業】**
- 受け入れ拡大に向けた各種準備作業
- たくましい子どもづくり担当職員の配置
- 新規参入を促す事業 **【新規・国指定の事業】**

家庭教育・保育への支援

パパ・ママ支援

- (1) ママ・リフレッシュ事業～3歳未満就園児の母親支援～
【内容】核家族の進展や地域との関わりが希薄になっているため、子育てに関する助言や協力を得ることが困難になっているママ・サポートを行う
- (2) パパ支援事業(子育てをキャリアデザインの一部として動機づけ)
【内容】子育て期にある30～40歳代の男性では、長時間労働を行う割合が依然として高水準にあり、家事・育児への積極的な関与など、発達段階に応じた子供との関わり方などパパ・サポートを行う
- (3) 利用者支援事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (4) 子育て啓発事業
【内容】子どもの発達を正しく理解するための講座など
- (5) 地域子育て支援拠点事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (6) 一時預かり事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (7) こんには赤ちゃん事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (8) 延長保育事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (9) 病児・病後児保育事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (10) 妊婦健康診査事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (11) 子育て短期支援事業(地域子ども・子育て支援事業)
- (12) ファミリー・サポート・センター事業(地域子ども・子育て支援事業)

未来のパパママ支援

- (1) 学生対象事業
【内容】乳幼児やその母親とふれあうことにより、子どもを生み育てることや、命の大切さを考える機会を提供する

社会的支援の必要性の高い家庭への支援

発達障害等の「気になる子ども」支援

ひとり親家庭支援
子どもの貧困対策

児童虐待対策

- (1) 発達障害児童支援事業
【内容】幼稚園や保育所等に入園している発達障害等の子どもが、適切な相談・援助が受けられるよう支援を行う
- (1) ひとり親家庭自立支援事業
【内容】社会的支援の必要性が高いひとり親家庭の自立支援として、経済面、ソフト面、情報提供など総合的な支援を行う
- (2) 実費徴収補足給付事業(地域子ども・子育て支援事業)
【内容】施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用に係る費用を助成する
- (1) 子育てほっとあんしん事業(地域子ども・子育て支援事業)
【内容】児童虐待を防止するために、子育て家庭や、次世代を対象に、総合的な対策に取り組む

放課後児童会の充実

児童の健全育成

- (1) 放課後児童健全育成事業(地域子ども・子育て支援事業)
【内容】放課後児童会の受入対象が全学年に拡大されることに対応し、運営に関する基準づくりや指導員の確保などを行う
- (2) 児童の居場所づくり事業
【内容】放課後児童会の受入対象が全学年に拡大されることに対応し、指導内容の検討や施設環境の整備を行い、多様な子どもに対応できる環境づくりを目指す
- (3) 多様な主体が参入することを促進する事業(地域子ども・子育て支援事業)